

財團協同會福岡出張所
 第一條 本会は、市民の生活向上に努め、社会奉仕を以て其の目的とする。

第二條 本会は、社会奉仕の事業を、(一)社会教育、(二)社会救済、(三)社会防犯、(四)社会美化、(五)社会調査の各別に、その事業を分科し、之を推進する。

第三條 本会は、社会奉仕の事業を、(一)社会教育、(二)社会救済、(三)社会防犯、(四)社会美化、(五)社会調査の各別に、その事業を分科し、之を推進する。

第四條 本会は、社会奉仕の事業を、(一)社会教育、(二)社会救済、(三)社会防犯、(四)社会美化、(五)社会調査の各別に、その事業を分科し、之を推進する。

第五條 本会は、社会奉仕の事業を、(一)社会教育、(二)社会救済、(三)社会防犯、(四)社会美化、(五)社会調査の各別に、その事業を分科し、之を推進する。

財團協同會福岡出張所

法財團協同會福岡出張所

仕候向第一條の事故なくして歸郷日數卅日以上に及ぶときは逃走と見做し候共異議なき事

第三條 修業年限中本人の身廻り病氣等の入費は一切自辨の事

第四條 修業年限中食料として毎月 月迄に金 宛御納申可候

第五條 修業年限中は最も謹慎を加へ可申は勿論若し不品行の爲師の体面を汚す様の儀有之候ときは充分御懲戒相成候共聊かも苦情申立間敷候事

右連帶約定置乃而如件

昭和 年 月 日

縣 市 町 村

縣 市 町 村

約定主

番地

番地